

## 厚木市の給与・定員管理等について

厚木市職員の給与・定員管理等について、総務省通知「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づき、次のとおり公表します。  
この公表は、全国の都道府県、市区町村の給与情報等について、自治体間の比較や分析が可能となるよう各自治体のホームページ上で行っているものです。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	225,089	88,916,674	3,115,302	14,517,927	16.3	17.6

(注) 人件費とは、職員に支給される給与のほか、非常勤職員への報酬、地方公務員共済組合等に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

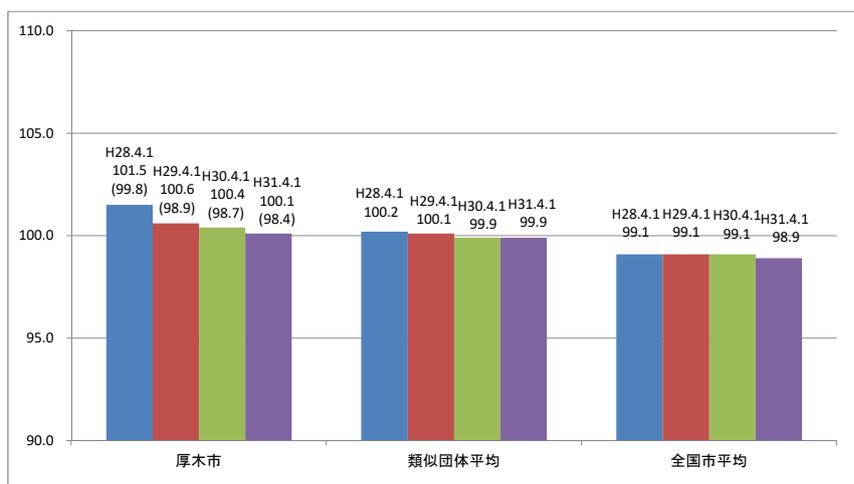
#### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考) 一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 特例市 平均一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円		
平成30年度	1,535	5,802,060	2,304,814	2,638,660	10,745,534	7,000	6,369

(注) 1 職員手当とは、扶養、地域、住居、通勤、管理職、特殊勤務、時間外勤務等の手当です（退職手当を除く）。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です（常勤特別職及び再任用職員を含み、非常勤職員を含まない。）。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレスとは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由及び改善の見込み

給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げ及びそれに伴う経過措置（現給保障）の適用を、本市は国から一年後に実施しているため、経過措置期間中は指数が高くなります。平成31年4月1日に本市の経過措置が終了し前年度より指数は低くなっています。

**(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均2%の引下げ(平成27年4月1日から実施)及び地域手当の支給割合の見直し(平成27年4月1日から3年間かけて段階的に実施)等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日  
 (内容) 給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.95%引下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、厚木市においては14%を支給

(実施時期) 平成28年4月1日より実施。

区 分	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%
厚木市の支給割合	10%	12%	12%	14%	14%	14%	14%

※ 厚木市の支給割合は、独自削減をしております。

**(5) 特記事項**

職員給与の独自削減

- ・地域手当の支給率を、給与条例の本則上の率に対して、平成24年度は3% (本則15%に対して12%)、平成25年度及び平成26年度は5% (本則15%に対して10%)、平成27年度は3% (本則15%に対して12%)、平成28年度からは2% (本則16%に対し14%) 削減しています。
- ・管理職手当の月額を平均8%削減しています(平成24年度から当分の間)。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
厚木市	43.2 歳	332,178 円	482,928 円	422,327 円
神奈川県	43.3 歳	330,103 円	432,347 円	389,999 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	41.5 歳	315,915 円	421,096 円	368,138 円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
厚木市	51.7 歳	127人	344,657 円	465,496 円	417,306 円	-	-	-	-
うち 清掃職員	51.7 歳	75人	351,452 円	486,909 円	425,203 円	廃棄物処理業	45.9 歳	296,600 円	1.64
うち 学校給食員	51.9 歳	10人	315,300 円	388,124 円	380,811 円	調理士	42.2 歳	284,700 円	1.36
うち 庁務用務員	55.8 歳	5人	345,140 円	403,176 円	399,340 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.91
うち 自動車運転員	52.3 歳	5人	364,100 円	518,239 円	438,988 円	自家用乗用 自動車運転者	56.8 歳	249,200 円	2.08
うちその他の技能労務職	50.8 歳	32人	334,791 円	440,984 円	409,620 円	-	-	-	-
神奈川県	56.2 歳	243人	345,076 円	419,138 円	396,127 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2431人	287,312 円	- 円	329,380 円	-	-	-	-
類似団体	50.3 歳	137人	323,147 円	397,603 円	362,513 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
厚木市	-	-	-
うち 清掃職員	6,979,991 円	4,102,900 円	1.70
うち 学校給食員	6,133,681 円	3,805,400 円	1.61
うち 庁務用務員	6,217,446 円	2,883,400 円	2.16
うち 自動車運転員	8,498,131 円	3,135,400 円	2.71
うちその他の技能労務職	6,809,643 円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成28年度～30年度の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### ③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
厚木市	39.2 歳	313,765 円	448,969 円	400,798 円
類似団体	39.3 歳	312,119 円	422,395 円	368,083 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		厚 木 市	神 奈 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	187,300 円	総合職 185,200 円 一般職 180,700 円
	高 校 卒	158,300 円	153,000 円	一般職 148,600 円
技能労務職	—	158,300 円	—	—
消 防 職	大 学 卒	204,100 円	—	—
	高 校 卒	174,400 円	—	—

(注) 厚木市の技能労務職の初任給は、環境整備員及び道路作業員が19歳以下で採用された場合です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,629 円	369,200 円	385,920 円	390,167 円
	高 校 卒	233,300 円	313,433 円	361,250 円	360,333 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	316,211 円	331,355 円	361,050 円
消 防 職	高 校 卒	240,560 円	336,040 円	366,633 円	384,287 円

(注) それぞれの経験年数の階層の職員数が3名以下となる階層については、近似の階層を選んで記載しています。

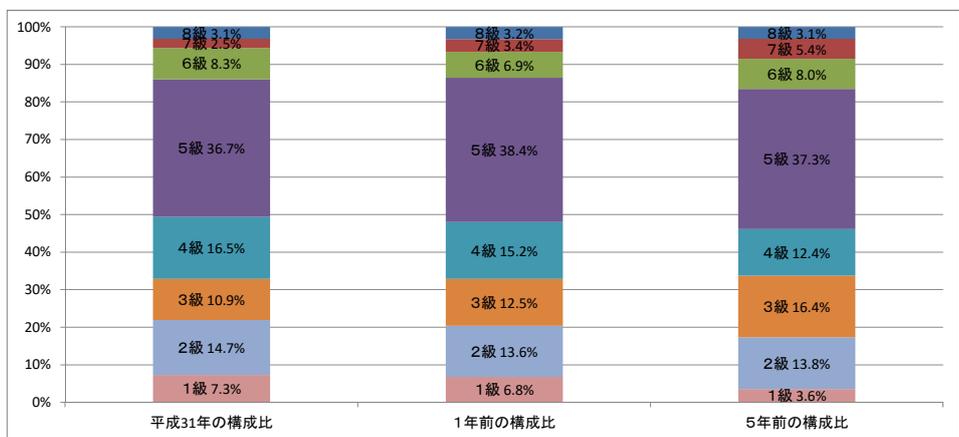
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

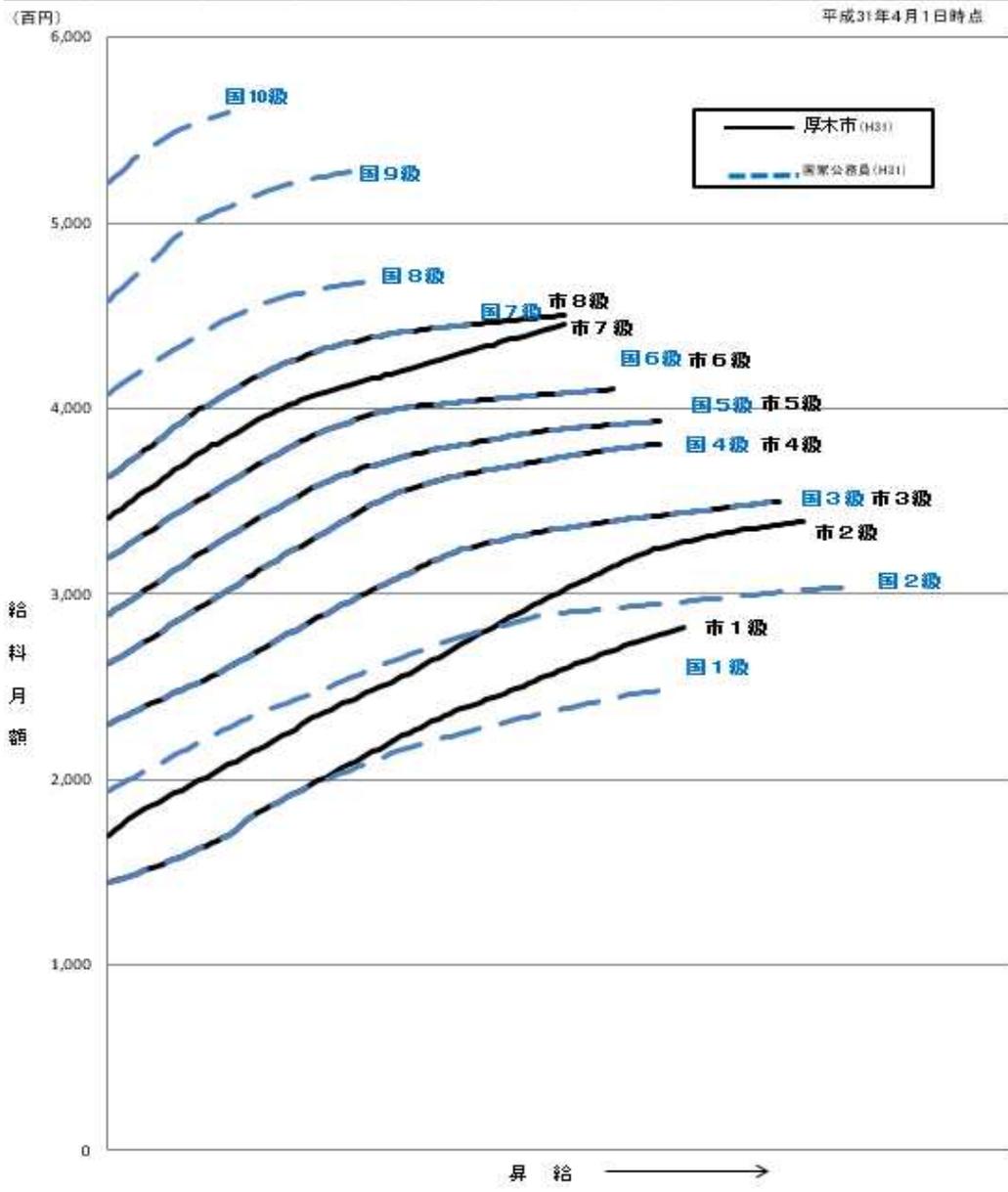
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	理事・部長	29人	3.1%	362,900円	450,100円
7 級	次長・参事	23人	2.5%	340,900円	445,300円
6 級	課長	77人	8.3%	319,200円	410,200円
5 級	主幹・副主幹	342人	36.7%	288,900円	393,000円
4 級	主査	154人	16.5%	263,000円	381,000円
3 級	主任	101人	10.9%	230,000円	350,000円
2 級	主事・技師	137人	14.7%	170,100円	339,100円
1 級	主事補・技師補	68人	7.3%	144,100円	281,500円

(注) 1 厚木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

厚 木 市	神 奈 川 県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,777 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,754 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 0.90 ) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 0.90 ) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 0.90 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 2 対象は、市長部局の一般行政職です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

厚 木 市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%)		
1人当たり平均支給額	7,927 千円	22,085 千円			

(注) 1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給した平均額です。

##### (3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		874,435 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		581,406 円	
支給対象地域	支給率	支給職員数	国の制度（支給率）
厚木市全域	14% (16%)	1,504 人	16 %

(注) 1 支給率の ( )内は、条例本則上の率です。

(注) 2 実支給率は、自主的な削減として、平成24年度は12%、平成25年度及び平成26年度は10%、平成27年度は12%、平成28年度以降は14%に引下げをしています。

**(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）**

支給実績（平成30年度決算）		14,498 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		44,471 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		21.2 %	
手当の種類（手当数）		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉手当	社会福祉主事	生活保護に係る社会福祉主事の職務に従事	1月 6,000円
行旅死亡人等処置手当	全職員	行旅死亡人又は変死人の処置に従事	1回 3,000円
感染症防疫等手当	全職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護等又は感染症の病原体を保有若しくは感染症の病原体を保有する疑いのある家畜の防疫業務に従事	1日 300円
環境衛生手当	全職員	犬、猫等動物の死体の処理に従事	1回 300円
有害物等取扱手当	全職員	病害虫の駆除その他人体に危険性のある製剤の取扱い又は有害ガスその他危険、不快を伴う公害に係る検査に従事	1日 300円
救急業務等手当	消防職員	重度傷病者の救急又は救助の業務に従事	1回 200円
	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命処置の業務に従事	1回 500円
特殊車両運転手当	全職員	大型自動車及び大型特殊自動車の運転に従事	1日 200円
		救急車、清掃車その他市長が指定する自動車の運転に従事	1日 150円

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績（平成30年度決算）	582,992 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	482 千円
支給実績（平成29年度決算）	592,802 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	499 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注）2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（特別職及び管理職員を除く）であり、再任用職員（短時間勤務）を含みます。

**(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）**

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり
					平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者	7,500円	異なる	6,500円	200,846千円
	子	11,000円	異なる	10,000円	
	父母等	7,500円	異なる	6,500円	
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	制度なし	同じ	-	
	特定期間の加算（15歳～22歳の子）	5,000円	同じ	-	
住居手当	・賃貸 27,000円を限度（家賃の額が27,000円未満のときは家賃の額） ・持家 9,800円	異なる	賃貸 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円 ・月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃 (家賃額-23,000円)×1/2 +11,000円 ・月額55,000円以上の家賃 27,000円	174,216千円	174,740円
通勤手当	全額支給 (片道2 <sup>※</sup> 未満を除く)	異なる	一箇月当たり 55,000円を限度 (片道2 <sup>※</sup> 未満を除く)	108,719千円	88,822円
管理職手当	職に応じて59,000円～90,700円 (自主的に約8%削減)	異なる	職に応じて46,300円～139,300円	252,638千円	789,494円

（注）管理職手当の月額、自主的な削減として、平成24年度から約8%を減額しています。

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区	分	給	料	月	額	等
給 料	市 副 教	長 市 育	長 長 長	(参考) 類似団体における最高/最低額		
				670,600円 (958,000円)	1,103,000 円 /	643,500 円
				678,600円 (780,000円)	920,000 円 /	637,500 円
報 酬	議 副 議	長 長 員	長 長 員	656,580円 (706,000円)	—	—
				566,000円	758,000 円 /	529,400 円
				490,000円	708,000 円 /	466,000 円
期 末 手 当	市 副 教	長 市 育	長 長 長	(平成30年度支給割合)		
				4.2 月分		
退 職 手 当	議 副 議	長 長 員	長 長 員	(平成30年度支給割合)		
				4.2 月分		
退 職 手 当	市 副 教	長 市 育	長 長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
				$958,000円 \times 在職年数 \times 400/100$	15,328,000円	任期毎
				$780,000円 \times 在職年数 \times 300/100$	9,360,000円	任期毎
				$706,000円 \times 在職年数 \times 200/100$	4,236,000円	任期毎

(注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

(注) 2 給料を市長は30%、副市長は13%、教育長は7%減額しています。

(注) 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、市長及び副市長が1期(4年=48月)勤めた場合、教育長が1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

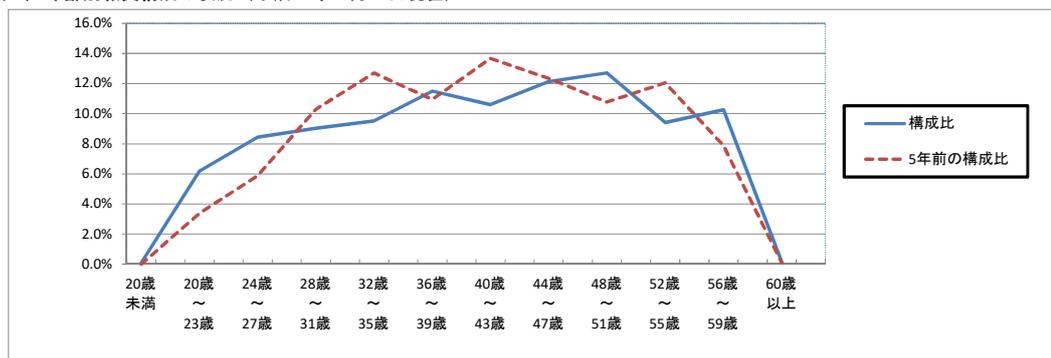
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
一般行政部門 普通会計部門	議会	13	13	0	
	総務・企画	264	258	▲ 6	・事務の統廃合による減員
	税務	74	79	5	・業務増に伴う増員
	労働	2	2	0	
	農林水産	30	28	▲ 2	・定数の適正化
	商工	26	29	3	・業務増に伴う増員
	土木	202	205	3	・業務増に伴う増員
	民生	229	240	11	・待機児童対策に伴う増員
	衛生	160	163	3	・業務増に伴う増員
	計	1,000	1,017	17	<参考>人口1万人当たり職員数45.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数45.13人)
	教育	189	184	▲ 5	・定数の適正化
消防	262	266	4	・業務増に伴う増員	
小計	1,451	1,467	16	<参考>人口1万人当たり職員数65.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数63.30人)	
公営企業等会計部門	病院	482	500	18	・欠員補充に伴う増員
	下水道	22	22	0	
	その他	52	49	▲ 3	・事務の統廃合による減員
	小計	556	571	15	
合計	2,007 [2,190]	2,038 [2,194]	31 [4]	<参考>人口1万人当たり職員数90.54人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	126人	172人	184人	194人	234人	216人	247人	259人	192人	209人	3人	2,038人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,020人	1,016人	1,003人	1,009人	1,000人	1,017人	▲ 3人(▲ 0.3%)
教育		196人	197人	197人	195人	189人	184人	▲ 12人(▲ 6.1%)
消防		244人	249人	258人	262人	262人	266人	22人(9.0%)
普通会計計		1,460人	1,462人	1,458人	1,466人	1,451人	1,467人	7人(0.5%)
公営企業等会計計		517人	556人	562人	551人	556人	571人	54人(10.4%)
総合計		1,977人	2,018人	2,020人	2,017人	2,007人	2,038人	61人(3.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

平成24年4月1日付で厚木市立病院は地方公営企業法の全部を適用する制度に移行をしました。

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収 支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30年度	千円 11,122,181	千円 -1,037,208	千円 5,298,548	% 47.64%	% 46.99

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定都市を除く) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 479	千円 1,711,512	千円 1,264,727	千円 760,770	千円 3,737,009	千円 7,802	千円 6,906

(注) 1 職員手当とは、扶養、地域、住居、通勤、管理職、特殊勤務、時間外勤務等の手当です(退職手当を除く)。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です(常勤特別職及び再任用職員を含み、非常勤職員を含まない)。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

##### ア 医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	39.3 歳	487,098 円	1,396,617 円
市町村(政令指定都市を除く)	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円

##### イ 薬剤師・その他医療技術職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	36.3 歳	334,209 円	523,885 円
市町村(政令指定都市を除く)	—	—	—

##### ウ 看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	37.7 歳	344,167 円	526,872 円
市町村(政令指定都市を除く)	39.5 歳	294,102 円	470,977 円

##### エ 事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
厚木市	43.4 歳	406,141 円	646,259 円
市町村(政令指定都市を除く)	42.9 歳	322,930 円	497,596 円

(注) 1 基本給とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

(注) 2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

厚木市(病院事業)		厚木市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,545 千円		1,777 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

厚木市(病院事業)			厚 木 市		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2%~20%)			(定年前早期退職特例措置 2%~20%)		
1人当たり平均支給額	1,245 千円	22,284 千円	1人当たり平均支給額	7,927 千円	22,085 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		254,515 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		554,498 円	
支給対象地域	支給率	支給職員数	一般行政職の制度(支給率)
厚木市	14%(16%)	459 人	14 %

(注) 1 支給率の( )内は、「厚木市病院事業企業職員の給与に関する規程」第8条第2項に規定している率です。

(注) 2 実支給率は、自主的な削減として、平成24年度は12%、平成25年度及び平成26年度は10%、平成27年度は12%、平成28年度以降は14%に引下げをしています。

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		353,742	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		1,122,990	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		64.2	%	
手当の種類(手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
病院業務手当	医療職給料表(1)適用職員	病院業務に従事	副院長、統括診療部長、診療科主任部長、診療科部長、部長、上席医長及び医長	1月 50,000円
			医員	1月 10,000円
			業績貢献事由によるもの	1月 300,000円を上回らない額
特定看護業務手当	助産師(看護師のうち助産師の資格を有する職員を含む。)として産科業務に従事した医療職給料表(3)適用職員	産科業務に従事	1月 5,000円	
夜間看護等手当	医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)適用職員	深夜業務(午後10時から翌日の午前5時までの間)に従事	①深夜全部	1勤務 8,000円
			②深夜4時間以上	1勤務 4,000円
			③深夜2時間以上4時間未満	1勤務 3,000円
			④深夜2時間未満	1勤務 2,000円
			加算額 ①～④の合計が月に8回を超えるとき。	1勤務 2,000円
分べん業務手当	医療職給料表(1)適用職員	休日又は午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に分べん業務に従事	主として携わった医師	1件 40,000円
			助手として携わった医師	1件 20,000円
			主として携わった医師	1件 20,000円
			助手として携わった医師	1件 10,000円
救急医療等従事手当	医療職	医療職職員が休日又は午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に(ア)緊急手術(イ)緊急カテーテル(ウ)緊急内視鏡治療(エ)緊急透析に従事	医師	1件 20,000円
			医師以外の職員	1件 3,000円
		救急の外来患者に対する入院を伴う診療(ア)～(エ)に規定する業務を除く。に従事	医師	1件 5,000円
			緊急入院先の病棟に勤務する看護師	1件 1,000円
			救急センターに勤務する看護師	1件 500円
		救急の外来患者に対する入院を伴わない診療(ア)～(エ)に規定する業務を除く。に従事	医師のうち、循環器内科、整形外科、脳神経外科、小児科、産婦人科又は麻酔科の医長以上のもの	1件 2,500円

救急医療等従事手当	医療職給料表(1)適用職員	緊急の呼出しを受け、救急医療等の業務に従事	循環器内科、整形外科、脳神経外科、小児科(管理者が定める日のみ)の医師が待機した場合	1勤務	3,000円
			循環器内科、整形外科、脳神経外科、小児科(管理者が定める日のみ)の医師(医長以上の職員)が呼び出された場合	1回	5,000円
			循環器内科、整形外科、脳神経外科、小児科(管理者が定める日のみ)の医師(医員)が呼び出された場合	1回	2,000円
			産婦人科の医師が待機した場合	1勤務	15,000円
			産婦人科の医師(医長以上の職員)が呼び出された場合	1回	5,000円
			産婦人科の医師(医員)が呼び出された場合	1回	2,000円
			麻酔科の医師が待機した場合	1勤務	20,000円
			麻酔科の医師(医長以上の職員)が呼び出された場合	1回	5,000円
			麻酔科の医師(医員)が呼び出された場合	1回	2,000円
			医療職給料表(2)及び(3)適用職員	緊急の呼出しを受け、救急医療等の業務に従事	待機した場合
	緊急の呼出しを受け、救急医療等の業務に従事	呼び出された場合	1回	1,000円	
	医療職給料表(1)の適用を受ける医長以上の職員	平日の午後5時15分から午後9時までの間に、救急患者の受入調整業務に従事	1勤務	30,000円	
	医療職給料表(1)の適用を受ける医員	平日の午後5時15分から午後9時までの間に、救急患者の受入調整業務に従事	1勤務	15,000円	
		平日の午後5時15分から午後9時までの間に、救急患者の受入調整業務に従事する場合で、引き続き宿直業務に従事するとき	1勤務	30,000円	
診断書等作成手当	医療職給料表(1)適用職員	診断書等を作成したとき	1通の額が3,000円以上	1通	1,000円
			1通の額が3,000円未満	1通	500円
特別医療従事手当	医療職	管理職手当の支給を受ける医療職職員が、臨時又は緊急その他業務の必要により、週休日又は休日等に勤務	1時間以上3時間未満(医師)	1回	10,000円
			3時間以上6時間未満(医師)	1回	20,000円
			6時間以上(医師)	1回	30,000円
			1時間以上3時間未満(医師以外)	1回	5,000円
			3時間以上6時間未満(医師以外)	1回	10,000円
			6時間以上(医師以外)	1回	15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	274,083 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	662 千円
支給実績（平成29年度決算）	312,122 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	758 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注）2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職数（特別職及び管理職員を除く）であり、再任用職員（短時間勤務）を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者	7,500 円	異なる	6,500 円	41,451千円	257,462円
	子	11,000 円	異なる	10,000 円		
	父母等	7,500 円	異なる	6,500 円		
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	制度なし	同じ	-		
	特定期間の加算（15歳～22歳の子）	5,000 円	同じ	-		
住居手当	・賃貸 27,000円を限度（家賃の額が27,000円未満のときは家賃の額） ・持家 9,800円		異なる	賃貸 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円 ・月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃 (家賃額-23,000円)×1/2 +11,000円 ・月額55,000円以上の家賃 27,000円	62,361千円	203,795円
通勤手当	全額支給 (片道2 <sup>※</sup> 未満を除く)		異なる	一箇月当たり 55,000円を限度 (片道2 <sup>※</sup> 未満を除く)	28,865千円	101,637円
管理職手当	職に応じて59,000円～119,000円 (自主的に約8%削減)		異なる	職に応じて46,300円～ 139,300円	67,344千円	886,102円
初任給調整手当	医療職給料表(1)適用の2級以上の職員	月額251,200円を限度	-	-	118,412千円	2,753,763円
宿日直手当	1勤務8,000円(管理職 10,000円) (医療職給料表(1)適用職員20,000円～50,000円)		-	-	41,659千円	520,738円

（注）管理職手当の月額は、自主的な削減として平成24年度から約8%減額しています。